

東日本大震災に係る 震災特例法（法人税等関係）の概要

別冊（申告書等の記載例）増補版

平成 23 年 5 月 国税庁

法	法人税法
法規	法人税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行令
震災特例法規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 施行規則
震災特例法通達	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 関係通達（法人税編）

（注）この説明書は、平成23年4月27日現在の法令等に基づいて作成しています。

この震災により被害を受けた法人を対象として、国税に関して、法人税以外にも消費税、自動車重量税、印紙税、登録免許税の特例措置並びに納税の緩和制度が設けられています。

詳しい内容は資料【消(法)02】、【自重税 01】、【印紙 01】、【登免 02】、【納01】をご覧ください。

目 次

(法人税関係)

I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	1
II 仮決算の中間申告による所得税額の還付	3
III 被災代替資産等の特別償却	5
IV 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	7
V その他	10

(源泉所得税関係)

VI 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例	10
---	----

[別冊]

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（震災特例法第 15 条）及び仮決算の中間申告による所得税額の還付（同法第 16 条）の適用を受ける場合の申告書等の記載例

[この説明書の構成について]

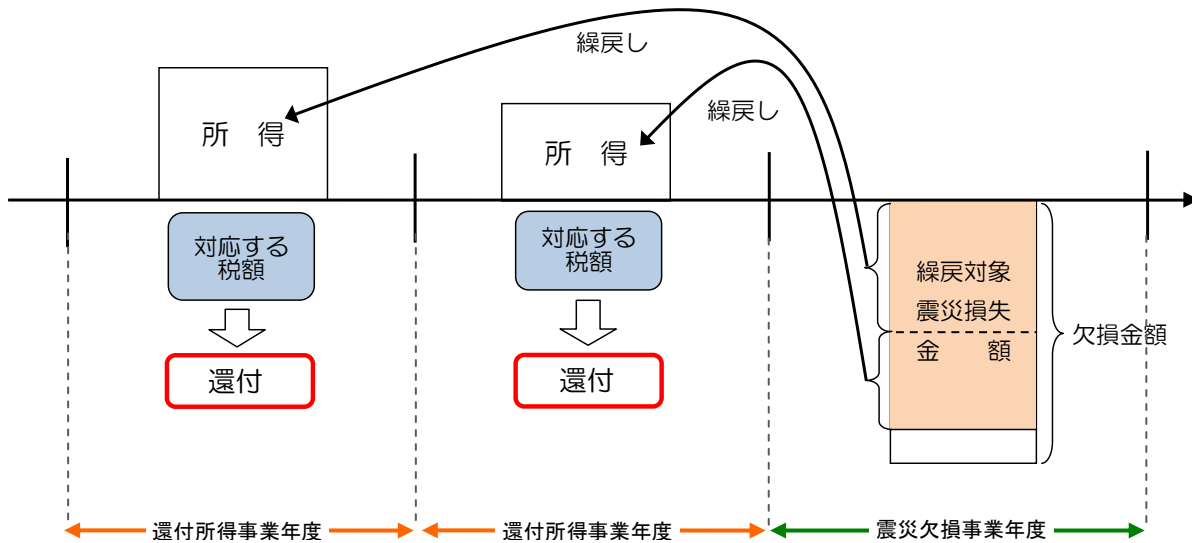
- 1 この説明書では、震災特例法で措置された法人税及び源泉所得税に係る事項を説明しています。法人税関係については、「I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付」から「V その他」までに大区分した上で、その大区分の順に沿って説明しています。
- 2 大区分の中では、措置された制度の概要をイメージ図や算式等を交えて説明しています。
- 3 「申告に当たっての注意点」では、措置の適用を受けることのできる法人、適用を受けるための要件、申告や請求等の手続等の主な注意点を説明しています。
- 4 [適用時期] では、措置の適用関係について説明しています。
- 5 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付及び仮決算の中間申告による所得税額の還付の適用を受ける場合の申告書等の記載例を別冊として巻末に掲載しています。

I 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

〔創設された制度の概要〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間（震災欠損事業年度）において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合には、その震災欠損事業年度開始の日前 2 年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について、繰戻し還付を請求することができることとされました（震災特例法 15、23）。

《イメージ図》（確定申告で繰戻し還付を請求する場合）



○ 繰戻対象震災損失金額

繰戻対象震災損失金額とは、震災欠損事業年度の欠損金額のうち、震災損失金額に達するまでの金額をいいます（震災特例法 15①、23①）。

なお、震災損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものについて生じた次の表に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（震災特例法令 16①②、21①。以下この説明書において同じです。）。

棚卸資産等について震災により生じた損失の額	
滅失等による損失	東日本大震災によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又はその震災による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含みます。）
原状回復の費用	東日本大震災により、その資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他その資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から1年以内にその資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含みます。）に係る損失の額

○ 法人税の還付額の計算

この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

(算式)

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{その還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}}$$

申告に当たっての注意点

《中間申告・確定申告共通》

- イ 法人税法第 80 条第 1 項(欠損金の繰戻しによる還付)による青色欠損金の繰戻し還付制度とは異なり、資本金 1 億円超の法人や青色申告書を提出する法人(青色申告法人)以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
- ロ この制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です(震災特例法 15①③④、23①③④)。
 - (イ) 還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出していること。
 - (ロ) 所要の事項を記載した還付請求書を震災欠損事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。
なお、中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限ります。
- ハ この制度の適用を受けることができるのは、震災損失金額が生じた事業年度又は中間期間が赤字の場合(欠損金額が生じている場合)です。
- ニ 前事業年度において法人税法第 80 条による青色欠損金の繰戻し還付を受けている場合には、還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から前事業年度に繰戻しの対象とした法人税額及び欠損金額を控除した残額を対象として、繰戻し還付の金額の計算をすることになります(震災特例法 15②、23②)。
- ホ いずれの還付所得事業年度にそれぞれいくらの繰戻対象震災損失金額を繰り戻すかは、法人の計算によることとなります(震災特例法通達 15-7、23-7)。なお、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」に記載欄がありますので、誤りのないように記載してください。
- ヘ 偽りその他不正の行為により、震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けた場合の罰則が設けられています(震災特例法 33)。

《確定申告》

- ト 青色申告書を提出している中小法人については、この制度と法人税法第 80 条との併用が可能(震災特例法通達 15-6、23-6)。この場合には、それぞれにつき還付請求書を作成して提出する必要があります。
- チ 仮決算による中間申告で繰戻し還付を受けた場合には、中間期間を含む事業年度の確定申告において、次のことに注意してください。
 - (イ) 中間申告により還付金額の計算の基礎となった震災損失金額を確定申告時点の震災損失

金額から控除します（震災特例法 15①、23①）。

(ロ) 還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から中間申告で繰戻しの対象とした法人税額及び繰戻対象震災損失金額を控除した残額を対象として、繰戻し還付の金額の計算をすることになります（震災特例法 15②、23②）。

(ハ) 中間申告で繰戻しの対象とした繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入します（震災特例法 15⑥、23⑥）。

〔適用時期〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間について適用されます（震災特例法 15①、23①）。

なお、還付請求書は確定申告書の提出と同時に提出することが原則ですが、周知期間を設ける観点から、平成 23 年 3 月 11 日を含む事業年度分の法人税の確定申告書を同年 6 月 30 日までに提出した法人の還付請求書は、同年 7 月 31 日までに提出すればよいこととされています（震災特例法 15①、23①、震災特例法附則 5、7）。

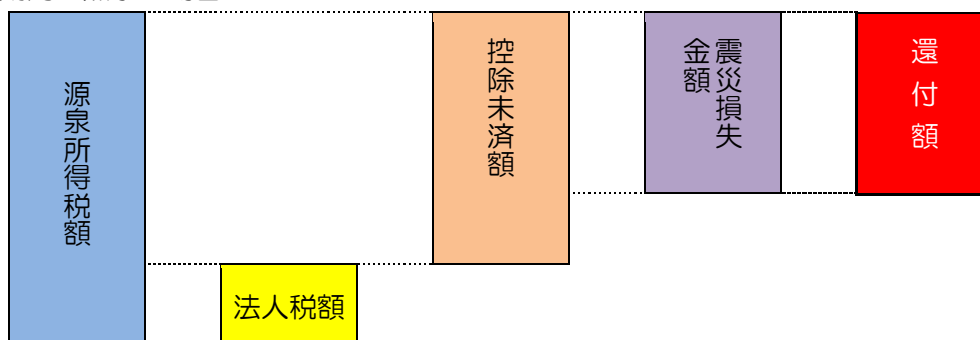
II 仮決算の中間申告による所得税額の還付

〔創設された制度の概要〕

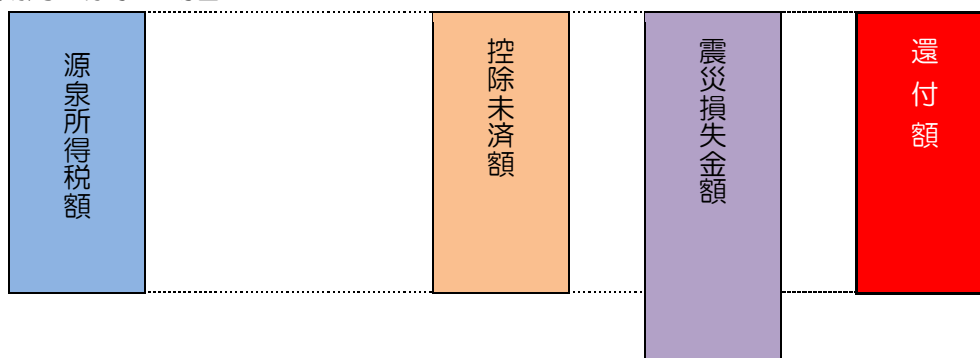
平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において震災損失金額がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される源泉所得税額でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（震災損失金額を限度）を還付することとされました（震災特例法 16、24）。

《イメージ図》

- 中間期間が黒字の場合



- 中間期間が赤字の場合



○ 対象となる源泉所得税額

次のものに課される源泉所得税額をいいます（震災特例法 16①、24①、震災特例法令 17②、22②）。

- ・ 利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、
差益、利益の分配又は賞金
- ・ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- ・ 割引債の償還差益
- ・ 国外公社債等の利子等
- ・ 民間国外債の利子
- ・ 国外投資信託等の配当等
- ・ 国外株式の配当等
- ・ 外国特定目的信託の利益の分配
- ・ 外国特定投資信託の収益の分配

申告に当たっての注意点

《中間申告》

イ 仮決算による中間申告書をその期限内に提出し、還付を受ける所得税額などの記載をする必要があります（震災特例法 16①、24①、法 72①三、73、81 の 20①三、81 の 21、法規 32②、37 の 9②）。

ロ 外国税額と所得税額の両方がある場合には、①外国税額、②所得税額の順に控除を行うとしたときに控除しきれない所得税額が対象とされます（震災特例法 16①、24①）。

《この制度の適用を受けた後の確定申告》

ハ 仮決算による中間申告で還付を受けた金額は、確定申告において改めて所得税額控除（又は所得税額の還付）を受けることはできません（震災特例法 16③、24③）。

ニ 法人税法第 40 条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）の規定により損金不算入とされる金額は、仮決算による中間申告で還付を受けた金額と確定申告で控除（又は還付）を受ける金額の合計額になります（震災特例法 16③、24③）。

〔適用時期〕

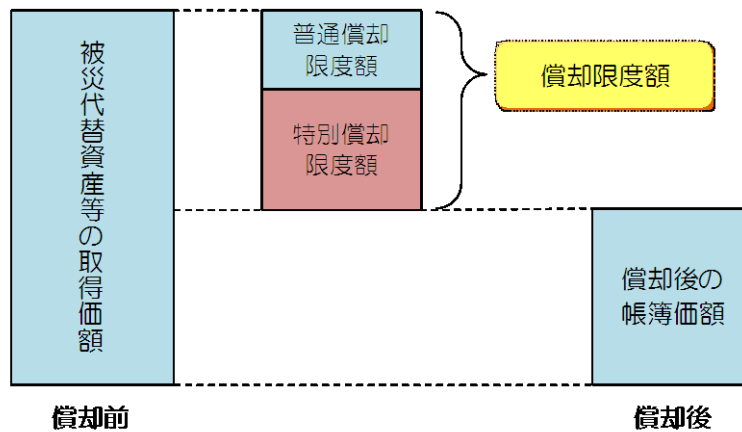
平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間について適用されます（震災特例法 16①、24①）。

Ⅲ 被災代替資産等の特別償却

〔創設された制度の概要〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができることとされました（震災特例法 18、26）。

《イメージ図》



○ 被災代替資産等

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます（震災特例法 18①、26①）。

① 被災代替資産

東日本大震災により滅失又は損壊した建物（その附属設備を含みます。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機又は車両及び運搬具に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます（震災特例法令 18①、23）。

② 被災区域内供用資産

取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。

なお、被災区域とは、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

（注） ①及び②のいずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないもの限り、機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあつては貸付けの用に供したものを除きます。

○ 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 18①、26①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

上記の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等*	その他の法人
建物又は構築物 (増築部分を含みます。)	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	18%	15%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	12%	10%
機械及び装置、船舶、航空機 又は車両及び運搬具	平 23. 3. 11～平 26. 3. 31	36%	30%
	平 26. 4. 1～平 28. 3. 31	24%	20%

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、償却費として損金経理することが必要です（法 31①、震災特例法 18①、26①）。
- ロ 青色申告法人にあつては、償却費として損金算入した金額が特別償却限度額に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を 1 年間繰り越すことができます（震災特例法 18②、26②、措法 52 の 2、68 の 40）。
- ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 18③、26③）。
- ニ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 18④、26④、措法 52 の 3、68 の 41）。
- ホ この制度の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法 18⑤、26⑤、措法 53、68 の 42）。

【用語説明】

（中小企業者等）

- * 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます（震災特例法 18①、26①）。
なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます（措法 42 の 4⑥⑫五六、68 の 9⑥⑫六七、措令 27 の 4⑩、39 の 39⑬）。
- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
- ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

〔適用時期〕

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供する被災代替資産等について適用されます（震災特例法 18①、26①）。

IV 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

1 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間（対象期間）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合 100%）ができることとされました（震災特例法19、27）。

① 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え

〔譲渡資産〕

被災区域である土地（土地の上に存する権利を含みます。）又はこれとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物（その附属設備を含みます。）若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得（建設を含みます。）がされたもの

〔買換資産〕

国内にある土地又は国内にある事業の用に供される減価償却資産

② 被災区域外から被災区域内への買換え

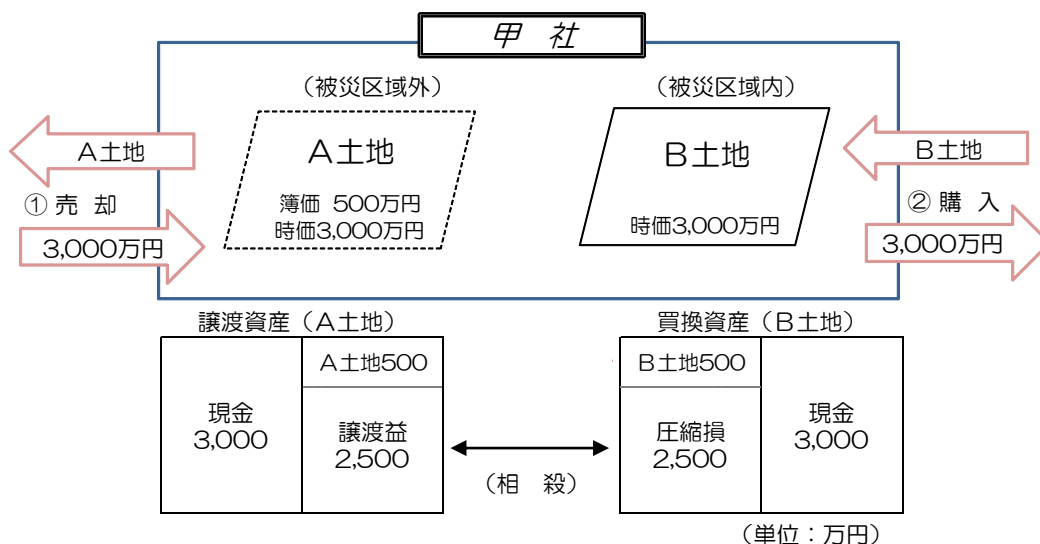
〔譲渡資産〕

被災区域である土地以外の土地の区域（国内に限ります。）内にある土地、建物又は構築物

〔買換資産〕

被災区域である土地又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

《イメージ図》（被災区域外から被災区域内への買換えの場合）



（上記取引の処理例）（単位：万円）

① A土地の売却時	現金	3,000	／	A土地	500
				譲渡益	2,500
② B土地の購入時	B土地	3,000	／	現金	3,000
③ B土地の圧縮記帳	圧縮損	2,500	／	B土地	2,500

○ 圧縮限度額の計算

この制度による圧縮限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 19①⑬、27①⑬、措法 65 の 7 ⑬三・四、68 の 78⑬三・四）。

(算式)

$$\text{圧縮限度額} = \text{圧縮基礎取得価額} \times \text{差益割合}$$

イ 圧縮基礎取得価額とは、次の①及び②に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいいます。

① 買換資産の取得価額

② 譲渡資産の対価の額（既に圧縮記帳の適用を受けている場合には、他の買換資産に充てられた金額を控除した残額）

ロ 差益割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡直前の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$$

申告に当たっての注意点

イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。

なお、この制度の適用を受けようとする事業年度又は中間期間において、圧縮限度額の範囲内で買換資産の帳簿価額を損金経理により減額することが必要です（震災特例法 19①、27①）。

ロ 買換資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において積立金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 19①、27①）。

ハ 買換資産の土地等の面積が譲渡資産の土地等の面積の5倍を超える場合には、その超える部分の面積に対応する土地等は買換資産に該当しません（震災特例法 19②、27②、震災特例法令 19③、24③）。

ニ 一定の場合には、買換資産を先行して取得したときにもこの制度の適用があります。なお、この適用を受ける場合には、資産を取得した日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、「先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書」に所定の事項を記載して所轄税務署長に提出する必要があります（震災特例法 19③、27③、震災特例法令 19⑤、24⑤）。

ホ この制度の適用を受けた場合において、買換資産の取得をした日から1年以内に、その買換資産を事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合には、買換資産の取得の日から1年を経過する日又は買換資産を事業の用に供しなくなった日を含む事業年度において、圧縮記帳により損金の額に算入した金額に相当する金額を益金の額に算入することとされています（震災特例法 19④、27④）。

ヘ この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算による中間申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書等を添付する必要があります（震災特例法 19⑤、27⑤、措法 65 の 7 ⑤⑥、68

の78⑤⑥)。

ト この制度の適用を受けた買換資産については、租税特別措置法に規定する特別償却制度等及び震災特例法における「被災代替資産等の特別償却」(5ページ)の適用を受けることはできません(震災特例法18⑤、19⑥、26⑤、27⑥、措法65の7⑦、68の78⑦)。

〔適用時期〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡し、平成23年3月11日以後に取得(建設及び製作を含みます。)をする買換資産について適用されます(震災特例法19①、27①、震災特例法附則6、8)。

2 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間内に、上記1の〔譲渡資産〕の譲渡をした場合において、その譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、その譲渡資産に対応する買換資産の取得をする見込みであり、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供する見込みであるときは、以下の算式により計算した金額をその譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理した場合に限り、その経理した金額を損金の額に算入することができることとされました(震災特例法20、28)。

(算式)

$$\text{特別勘定の金額} = \text{譲渡対価のうち買換資産の取得に充てようとする額} \times \text{差益割合}$$

〔適用時期〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡資産を譲渡した場合に適用されます(震災特例法20①、28①)。

3 特定の資産を交換した場合の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、上記1の〔譲渡資産〕と〔買換資産〕との交換をした場合には、一定の要件の下で、特定の資産の買換えの場合の課税の特例又は特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例の制度が適用されます(震災特例法21、29)。

〔適用時期〕

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に交換を行った場合に適用されます(震災特例法21、29)。

V その他

〔創設された制度の概要〕

(1) 代替資産の取得期間等の延長の特例

収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法 64 の 2、68 の 71）及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法 65 の 8、68 の 79）について、東日本大震災のため、代替資産又は買換資産をその取得すべき期間（その末日が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にあるものに限ります。）内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を 2 年以内の範囲で延長することができることとされました（震災特例法 22、30）。

(2) 中間申告書の提出に関する特例

東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました（震災特例法 17、25）。

VI 財産形成住宅（年金）貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例

〔創設された制度の概要〕

- 1 東日本大震災で被害を受けたことにより、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける場合には、勤労者は東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しであることにつき、その住所地の所轄税務署長に確認を申請し、当該税務署長が発行した確認した旨の書類を当該財産形成住宅（年金）貯蓄を受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出したときには、その利子等について、所得税は課さないこととされます（震災特例法 10、震災特例法規則 3）。

勤労者の確認申請は、次に掲げる事項を記載した確認申請書に、③の事項を証する書類を添付して、勤労者の住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所並びに勤務先の名称及び所在地
- ② 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
- ③ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- ④ その他参考となる事項

- 2 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 4 月 26 日までの間に東日本大震災で被害を受けたことによる目的外払出しを行い、既に利子等に係る所得税を源泉徴収されている場合には、勤労者は、平成 24 年 3 月 10 日までに、住所地の所轄税務署長に還付の請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます（震災特例法附則 3、震災特例法令附則 3）。

勤労者の還付請求は、次に掲げる事項を記載した請求書に、④及び⑤に掲げる事項を証する書類を添付して、住所地の所轄税務署長に提出することにより行います。

- ① 勤労者の氏名及び住所
- ② 勤労者の勤務先の名称及び所在地
- ③ 財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

- ④ 目的外払出しにより徴収された所得税の額及び徴収の年月日
- ⑤ 目的外払出しが東日本大震災で被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細
- ⑥ その他参考となる事項

〔適用時期〕

この制度は、平成 23 年 4 月 27 日から適用されます。

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。